

頁	改訂前	改訂後
33	<p>②個別施設計画を反映した場合の将来負担コスト</p> <p>個別施設計画により公共施設マネジメントに取り組んだ場合の、令和38年度までにおける更新費用と施設面積を試算すると、次のとおり、約164億円のコスト削減が可能となります。</p> <p>[略]</p> <p>～略～</p> <p>[図 25-2 令和38年度までの更新費用の削減イメージ]</p>	<p>②個別施設計画を反映した場合の将来負担コスト</p> <p>個別施設計画により公共施設マネジメントに取り組んだ場合の、令和38年度までにおける更新費用と施設面積を試算すると、次のとおり、約173億円のコスト削減が可能となります。</p> <p>[略]</p> <p>(令和 年 月個別施設計画改訂) <計画期間前半5年間の実績> 【更新費用】 927億円 (約173億円 (約15.7%) 削減) 【施設面積】 257,029㎡ (約17,012㎡ (約6.2%) 削減)</p> <p>～略～</p> <p>[図 25-2 令和38年度までの更新費用の削減イメージ]</p>

頁	改訂前	改訂後										
34		<p data-bbox="1205 188 2112 300"><u>③過去に行った対策の実績(主なもの)(令和 年 月改訂)</u> 本計画及び個別施設計画に基づき実施した主な対策の内容は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1182 312 2112 1477"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 312 1339 355">対 策</th> <th data-bbox="1339 312 2112 355">主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 355 1339 603"></td> <td data-bbox="1339 355 2112 603"> <p data-bbox="1350 403 2101 563"><u>(平成 29 年度)</u> ・市営住宅前田団地(1～15 号)、教員住宅越喜来 7, 9, 10 号 老朽化が進んでいたため解体、延床面積併せて 406 m²を削減。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 603 1339 818"></td> <td data-bbox="1339 603 2112 818"> <p data-bbox="1350 611 2101 770"><u>(平成 30 年度)</u> ・旧越喜来幼稚園 既に越喜来こども園に機能を移転しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積 486 m²を削減。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 818 1339 1034">解 体</td> <td data-bbox="1339 818 2112 1034"> <p data-bbox="1350 826 2101 986"><u>(令和元年度)</u> ・吉浜小学校(屋内運動場) 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積 443 m²を削減。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1034 1339 1477"></td> <td data-bbox="1339 1034 2112 1477"> <p data-bbox="1350 1042 2101 1201"><u>(令和 2 年度)</u> ・旧大船渡消防署庁舎外 既に防災センターに機能を移転しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面 2, 036 m²を削減。</p> <p data-bbox="1350 1201 2101 1321">・旧崎浜小学校、旧崎浜保育所 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積併せて 2, 853 m²を削減。</p> <p data-bbox="1350 1321 2101 1441">・勤労青少年ホーム 既に用途を廃止しており、耐震基準を満たしていないことから解体、延床面積 609 m²を削減。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対 策	主な内容		<p data-bbox="1350 403 2101 563"><u>(平成 29 年度)</u> ・市営住宅前田団地(1～15 号)、教員住宅越喜来 7, 9, 10 号 老朽化が進んでいたため解体、延床面積併せて 406 m²を削減。</p>		<p data-bbox="1350 611 2101 770"><u>(平成 30 年度)</u> ・旧越喜来幼稚園 既に越喜来こども園に機能を移転しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積 486 m²を削減。</p>	解 体	<p data-bbox="1350 826 2101 986"><u>(令和元年度)</u> ・吉浜小学校(屋内運動場) 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積 443 m²を削減。</p>		<p data-bbox="1350 1042 2101 1201"><u>(令和 2 年度)</u> ・旧大船渡消防署庁舎外 既に防災センターに機能を移転しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面 2, 036 m²を削減。</p> <p data-bbox="1350 1201 2101 1321">・旧崎浜小学校、旧崎浜保育所 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積併せて 2, 853 m²を削減。</p> <p data-bbox="1350 1321 2101 1441">・勤労青少年ホーム 既に用途を廃止しており、耐震基準を満たしていないことから解体、延床面積 609 m²を削減。</p>
対 策	主な内容											
	<p data-bbox="1350 403 2101 563"><u>(平成 29 年度)</u> ・市営住宅前田団地(1～15 号)、教員住宅越喜来 7, 9, 10 号 老朽化が進んでいたため解体、延床面積併せて 406 m²を削減。</p>											
	<p data-bbox="1350 611 2101 770"><u>(平成 30 年度)</u> ・旧越喜来幼稚園 既に越喜来こども園に機能を移転しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積 486 m²を削減。</p>											
解 体	<p data-bbox="1350 826 2101 986"><u>(令和元年度)</u> ・吉浜小学校(屋内運動場) 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積 443 m²を削減。</p>											
	<p data-bbox="1350 1042 2101 1201"><u>(令和 2 年度)</u> ・旧大船渡消防署庁舎外 既に防災センターに機能を移転しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面 2, 036 m²を削減。</p> <p data-bbox="1350 1201 2101 1321">・旧崎浜小学校、旧崎浜保育所 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積併せて 2, 853 m²を削減。</p> <p data-bbox="1350 1321 2101 1441">・勤労青少年ホーム 既に用途を廃止しており、耐震基準を満たしていないことから解体、延床面積 609 m²を削減。</p>											

頁	改訂前	改訂後	
		解体	<p>(令和3年度) <u>・母子生活支援施設(つばき荘)、母子生活支援施設(つばき荘)物置</u> 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積併せて 555 m²を削減。</p>
		建て替え	<p>(平成29年度) <u>・石橋前公園(トイレ)、諏訪前公園(トイレ)</u> 老朽化が進んでいたため建て替え、それぞれ延床面積 12 m²。</p> <p>(平成30年度) <u>・第5分団第1部屯所(長崎)、第8分団第1部屯所(萱中)</u> 老朽化が進んでいたため建て替え、延床面積 86 m²、84 m²。</p> <p>(令和元年度) <u>・猪川公園(トイレ)、中井沢公園(トイレ)</u> 老朽化が進んでいたため建て替え、それぞれ延床面積 11 m²。</p> <p>(令和2年度) <u>・第8分団第3部屯所(下欠)</u> 老朽化が進んでいたため建て替え、延床面積 76 m²。</p> <p>(令和3年度) <u>・第11分団第5部屯所(前田)</u> 老朽化が進んでいたため建て替え、延床面積 78 m²。</p>

頁	改訂前	改訂後
44	<p>2.4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 (1)～(3) [略] (4) 総務省から示された項目別の方針 項目は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省：<u>平成30年2月27日改訂</u>）」に基づくものです。 ①～⑥ [略]</p>	<p>2.4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 (1)～(3) [略] (4) 総務省から示された項目別の方針 項目は、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（総務省：<u>令和4年4月1日改訂</u>）」に基づくものです。 ①～⑥ [略]</p>
45		<p><u>⑦ 脱炭素化(令和 年 月改訂)</u> ○ <u>国の地球温暖化対策計画に則して策定した「大船渡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、建物・設備等の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利活用など、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化を推進します。</u></p>
46		<p>○ <u>地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき策定した「第3次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画」により、公共施設等のエネルギー使用量を把握するとともに、省エネルギー及び省資源の推進、公共施設等の修繕・解体における廃棄物の抑制等の取組を行うことで、温室効果ガス排出量を削減します。</u></p>
	<p><u>⑦～⑧</u> [略] (5) [略]</p>	<p><u>⑧～⑨</u> [略] (5) [略]</p>
70	<p>3.2 施設類型別の方針 (1)～(12) [略] (13) 上下水道施設 【管理に関する基本的な考え方】 ① [略] ② 下水道施設</p>	<p>3.2 施設類型別の方針 (1)～(12) [略] (13) 上下水道施設 【管理に関する基本的な考え方】 ① [略] ② 下水道施設 <u>(令和 年 月改訂)</u> <u>・下水道事業では、持続可能な事業運営を図るため、平成30年度からPPP（公民連携）手法を活用した「大船渡浄化センター包括運営事</u></p>

頁	改訂前	改訂後
71		<p><u>業」を開始しており、施設台帳の整備、施設の機能診断、それらのデータによる「ストックマネジメント計画」を策定しています。当該計画等に基づき、施設、設備の点検、調査により健全度を判定し、中長期的な財政収支の見通しの下、施設の更新と長寿命化に取り組みます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・令和2年度からは、地方公営企業法の適用による資産の把握により、計画的かつ効率的な施設の維持管理及び更新計画の策定が可能となったことから、適切な施設の更新と長寿命化に取り組みます。</u> <u>・下水道施設は、市民生活を支える上で必要不可欠な基礎的インフラであることから、経営状況や利用状況等の効果検証を踏まえ、「大船渡市下水道事業経営戦略」に基づいて施設を管理し、廃止は行わないものとします。</u>
73	<p>(14) [略]</p> <p>(15) 道路 【管理に関する基本的な考え方】</p>	<p>(14) [略]</p> <p>(15) 道路 【管理に関する基本的な考え方】 (令和 年 月改訂)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・国土交通省の舗装点検要領に基づき、定期点検を実施し、維持管理等の優先順位を定めた維持管理計画の策定に取り組みます。</u> <u>・修繕に当たっては、長寿命化を意識した工法の導入を検討します。</u> <u>・限られた財源の中での確実な維持管理・修繕等に取り組みます。</u>
	<p>(16) 橋りょう 【管理に関する基本的な考え方】</p>	<p>(16) 橋りょう 【管理に関する基本的な考え方】 (令和 年 月改訂)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・市が管理する橋りょうの中で、架設後 30 年以上経過した橋りょうは全体の約 72%を占めており、近い将来一斉に架け替えの時期を迎えることが予想されます。このことから、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋りょうの寿命を 100 年間とすることを目標とし、修</u>

頁	改訂前	改訂後
74	<p>(17) 上水道（管路） 【管理に関する基本的な考え方】</p>	<p><u>繕及び架け替えに要するコストの縮減に努めます。</u> <u>・令和4年度に改訂予定の「大船渡市橋梁長寿命化修繕計画」において、限られた財源の中での耐震化及び長寿命化を図るため、新技術の導入や橋りょうの集約などを検討します。</u></p> <p>(17) 上水道（管路） 【管理に関する基本的な考え方】 <u>(令和 年 月改訂)</u> <u>・令和4年度策定予定の「大船渡市水道事業アセットマネジメント」に基づき、管路の重要度、設置環境や劣化状況を考慮の上、長寿命化を検討し、事業費の平準化を図りながら計画的な維持管理・修繕・更新等に努めます。</u> <u>・簡易水道事業の管路については、令和3年3月に策定した「大船渡市簡易水道事業経営戦略」に基づき、財政収支の均衡を図りながら計画的に管路の更新を行います。また、定期的に進捗状況等を検証し、厚生労働省の「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」や総務省の「経営戦略策定・改定マニュアル」などを踏まえ、おおむね3～5年を目途に計画の改訂を実施します。</u></p>
75	<p>(18) 下水道（管路） 【管理に関する基本的な考え方】</p>	<p>(18) 下水道（管路） 【管理に関する基本的な考え方】 <u>(令和 年 月改訂)</u> <u>・下水道事業の管路については、施設老朽化の問題は顕在化していないことから、公益社団法人日本下水道協会「下水道維持管理指針-2014年版-」等に基づき、予防保全の考え方の下、効率的な点検・診断等の体制の構築と中長期的な改築需要予測による計画的な老朽化対策に取り組みます。</u> <u>・令和2年度からは、地方公営企業法の適用による資産の把握により、計画的かつ効率的な施設の維持管理及び更新計画の策定が可能となったことから、適切な施設の更新と長寿命化に取り組みます。</u> <u>・下水道施設（管路）は、市民生活を支える上で必要不可欠な基礎的イン</u></p>

頁	改訂前	改訂後
76	<p>(19) 漁港関連施設 【管理に関する基本的な考え方】</p> <p>(20) 公園 【管理に関する基本的な考え方】</p>	<p><u>フラであることから、経営状況や利用状況等の効果検証を踏まえ、「大船渡市下水道事業経営戦略」に基づいて施設を管理し、廃止は行わないものとします。</u></p> <p>(19) 漁港関連施設 【管理に関する基本的な考え方】 <u>(令和 年 月改訂)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>漁港及び海岸保全施設の点検調査及び機能診断を定期的に行うとともに、下記の「水産物供給基盤機能保全計画」及び「海岸保全施設長寿命化計画」を個別施設計画として位置づけ、更新コストの縮減及び平準化を図りながら、長期的な視点に立った維持管理に取り組みます。</u> ・<u>漁港施設については、水産業にとって必要不可欠な施設を良好な状態で維持・活用するため「水産物供給基盤機能保全計画（令和3年3月策定）」に基づき、機能保全工事等の対策を行います。</u> ・<u>海岸保全施設（防潮堤等）については、将来にわたり背後地を防護する機能の信頼性を確保するため「海岸保全施設長寿命化計画（令和3年3月策定）」に基づき、効果的かつ効率的な維持管理を行います。</u> <p>(20) 公園 【管理に関する基本的な考え方】 <u>(令和 年 月改訂)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】」（平成30年10月）を踏まえ、長寿命化計画を更新するとともに、計画的な修繕、更新等を行いつつ公園機能の再編を検討します。</u>
備考	改訂部分は、下線の部分である。	